

きずな



《今月の笑顔》



東京八王子ビートレインズ
(株式会社THTマネジメント)

かわかみ くれは
川上紅葉さん

かまなか あみ
鎌仲彩水さん



税を考える週間協賛事業「八王子いちよう祭り」に出店



タックスコーナー

「確定申告はマイナンバーカード×e-Taxでさらに便利！」



令和5年度（2023年度）八王子税務署長納税表彰式
受彰者の皆さま、おめでとうございます



～ 令和5年度(2023年度) 八王子税務署長納税表彰式 ～
受彰者の皆さま、おめでとうございます

令和5年度の八王子税務署長納税表彰式が11月10日、八王子市学園都市センターで開催され、法人会をはじめ、税務関連団体等での活動を通して税務行政に貢献のあった方々に、岩淵浩之八王子税務署長より表彰

状、感謝状が贈られました。法人会からは、萩生田豊副会長をはじめ3名が表彰状を、甲斐康次郎理事をはじめ7名が感謝状を受彰しました。受彰された皆さまに祝意を表し、ここにご紹介をさせていただきます。

八王子税務署長 表彰状



萩生田 豊 氏
(副会長)



齊藤 万理子 氏
(常任理事)



藤井 信男 氏
(常任理事)



甲斐 康次郎 氏
(理事)



小塚 吉治 氏
(理事)

八王子税務署長 感謝状



浅野 武 氏
(理事)



八島 國男 氏
(理事)



天野 登正 氏
(厚生委員)



馬場 真由美 氏
(社会貢献委員)



中村 正晴 氏
(前・青年部会長)

八王子税務署長 感謝状

八王子納税貯蓄組合連合会 会長

川幡 勇 氏 が 東京国税局長表彰 を受彰

納税表彰式では、署長表彰状などの授与の他、八王子納税貯蓄組合連合会・川幡勇会長が「東京国税局長表彰」を受彰されたことの披露も行われました。納税組合と法人会とは、税の作文募集、税の絵はがきコンクールに相互に会長賞を提供するなど、連携して事業を進めています。なお、川幡会長は当法人会由井地区の会員でもあります。



川幡 勇 氏

税を考える週間協賛事業として「いちよう祭り」に出店 ～多数来場者に税と法人会をPR～

国税庁「税を考える週間」に協賛し、11月18日、19日の両日、多摩御陵近くの陵南公園で開催された「八王子いちよう祭り」に出店。子どもから大人まで、幅広い年代にわたる来場者を対象に、「税のアンケート」や、○か×で回答する「税金クイズ」の実施を通して、税と法人会についてPRを行いました。



税のアンケートに約2000名が回答

税の使い道として、あなたがふさわしいと思うものは何？「税のアンケート」には、2日間で約2000名が回答。若い世代からは少子化対策や教育の充実、ご高齢の世代からは、福祉や医療の充実を求める声が寄せられました。集計結果については、後日、法人会ホームページに掲載予定です。



▲税のアンケートには2日間で2000名が回答
税の使い道などについて貴重な声が寄せられました

○かな？ ×かな？ 税金クイズを実施

主に中学生以下の年少者向けには、○か×で解答する税金クイズを実施。法人会ブースに掲げられた5問のクイズに、小学生を中心に、多くの子供たちが挑戦しました。解答を終えた参加者には、正解について解説した資料とともに、記念品として駄菓子などがプレゼントされました。



▲税金クイズには駄菓子などたくさんの景品を用意
多く子どもたちに挑戦してもらいました

「電子帳簿保存法」を中心に、インボイス制度など最近の税制についても解説



▲講師の牧野義博氏



▲実例を交えた解説で参加者に分かりやすい内容でした

元八地区では11月6日に税務セミナーを開催。「電子帳簿保存法」の定めにより、2024年1月から、電子データで受け取った請求書、領収証などは、電子データの状態で保存することが義務付けられるようになります。こうした点について、各企業における適切な対応の進め

方などを税理士の牧野義博氏から説明していただきました。

また、消費税インボイス制度について、10月の導入から約1ヶ月が経過した中、適切な対応ができてきているかの確認を含め、あらためて、内容の説明をしていただきました。

1時間まで**無料**。お気軽にどうぞ!!

法人会の**法律相談**



1. 申し込み方法

- (1) 東京法人会連合会 事業課 まで電話で申し込んでください。
TEL：03-3357-0771（土・日・祝日を除く午前9時～午後4時）
- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合があります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所まで電話のうえ相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東京法人会連合会の法律相談」利用の旨を教えてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで（祝日は除く）の午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2. 利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。（同一会員の相談は月1回に限らせていただきます。）

3. 相談内容

法律全般。（相続等会社業務以外の相談も可。）

4. 担当法律事務所

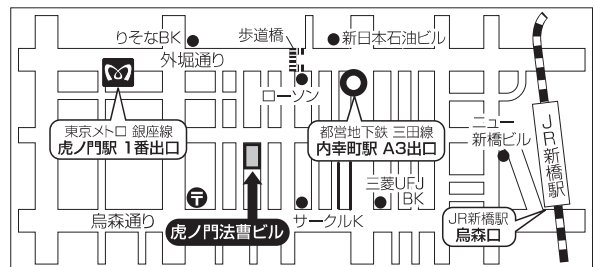
成和パートナーズ法律事務所（令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更）
港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル 501号
TEL：03-3592-0541 FAX：03-3592-0543

5. 相談場所

左記法律事務所
交通：地下鉄 都営三田線「内幸町」駅（A3出口）徒歩3分
東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅（1番出口）徒歩5分
JR「新橋」駅（烏森口）徒歩7分

6. その他

- 無料相談時間は1時間までです。（東京法人会連合会が負担します。）
- 時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。
- 料金は延長30分ごとに、5,500円（税込）です。その場で実費をお支払いください。



◇お問い合わせ先 （一社）東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

仮勘定に注目 いわゆる地上げ屋の調査

～ 実践 税務 調査 ～

税理士 牧野義博

都市の場合、小規模区画の土地の上に建物が建っているのが現状です。大規模開発事業を行う場合には、この細分化された土地をひとつの集合体にしなければなりません。この土地の整理統合は市街地再開発事業として公的に行われなくてはなりません。昨今の景気低迷から入居者が立ち退きを渋る事態が増えてきています。そこで、いわゆる「地上げ屋」が立ち退き拒否の物件を安く買い取り、強引に入居者を立ち退かせた後に、高額で再開発業者に売り払うという構図が存在するのです。

調査官は過去3事業年度の仮受金や仮払金の推移を検討しましたが、増加の一途をたどっています。何か怪しい。勘定科目内訳明細書には個々の相手先の記載がありませんでした。調査官は早速、会社の代表者と顧問税理士に事前通知を行い、調査に着手しました。



調査官 社長、毎年仮払金や仮受金が増加していますが、どのような取引なのでしょう。



代表者 あるビルを買い取り、その場所で新たにビルを建て直そうと思っているのだが、入居者が出て行かないので困っているのだよ。



調査官 ビル買い取りの契約書を見せてください。それから買い取りの際の資金の出先が分かる資料をお願いします。



代表者 どうぞ。



調査官 社長、契約書の金額欄が空欄ですが、これはどういう意味ですか。



代表者 仮勘定の相手先との約定で、地上げが完成をした段階で合意のもとに成功報酬を加算して記入することになっている。だから契約期間も書いてないのだよ。



調査官 もっと分かりやすく説明をしてください。



代表者 実はあるオーナーが資金を提供してくれて、その金でビルを買ったのだよ。会社の預金通帳に振込があるから確認してみよ。



調査官 入金を確認しました。ただ、数年にわたって振込入金があるのはなぜですか。どうやら購入資金だけではありませんね。



代表者 うちでは地上げ屋でね。ビルの入居者との交渉金や月々の入居者からの家賃を仮払金や仮受金として処理をしているから。



調査官 そうすると、ビルの売買契約書上では社長の会社が購入したことになっていますが、実際にはオーナーの所有ということですね。



代表者 まあ、そういうことだね。



調査官 ビルの入居者が完全に退去したらオーナーとの契約が成立ということですか。それで仮勘定が長期間計上されていたのがわかりました。しかし、ビルの入居者から預かった共益費や電気・水道料については仮受金処理がされていますが、仮払金の中にはこの金額が含まれていません。つまり、預かった共益費等はオーナーに支払っていませんね。



代表者 よくわかったね。いわゆる共益費等がうちの取り分という訳さ。



調査官 社長、もうお分かりだと思いますが、共益費等は仮受金ではなく売上です。契約当初から受け取った共益費等はすべて売上計上もれとなります。



代表者 ……。



■筆者紹介

牧野義博 (まきの・よしひろ)

東京国税局調査部において特別国税調査官、統括国税官、調査開発課長等を経て八王子税務署長を最後に退官。東京都新宿区で税理士登録。著書には「ザ・税務調査1～3」「税務トラブルと債務の確定」(大蔵財務協会)ほか専門誌等に執筆。HPは「牧野義博税理士事務所」で検索。全国各地で講演会も行っている。

令和5年度(2023年度) 中学生「税の作文」

公益社団法人八王子法人会長賞 受賞作

税とは未来である

東京都立南多摩中等教育学校

三年 佐々木美遙

以前、学校の社会科見学でスウェーデン大使館を訪れた。そこで私は職員の方からスウェーデンについての説明を受けた。スウェーデンと日本には、特に文化的な面で日本と似ているところもあり、とても興味深いお話であった。その中で、スウェーデンの税や福祉の政策についてが印象に残り、後から詳しく調べてみた。

スウェーデンの税は負担が大きい。特に消費税は顕著で、標準税率は二十五パーセント、食料品や宿泊施設には十二パーセント、印刷物やスポーツ観戦、映画や旅客輸送に六パーセントがかかるそうだ。その他にも、所得税や相続税、事業主税や飛行機税、公共放送税などがある。このように様々な税がある代わりに福祉が充実しており、学費無料、十八歳以下の医療費無料、育休などの子ども手当、住居手当、社会サービス法による介護の補助制度があり、収入も高いことが分かった。さらに、若者を含めた国民全体が税の使い道についてよく見ており、選挙における投票率は八十パーセントを超えているということも分かった。

日本には現在二十三の税があるが、全体を通してスウェーデンよりも税の負担は小さい。福祉における税金の使い道としては、年金や医療費助成、介護給付や生活扶助等社会福祉と四項目で全体の約九割を占め、その次に少子化対策に割りあてられていることが分かった。

両国の税の使い道を比べると、日本はどちらかという貧困層や低所得層を救済しているように思えた。もちろん、その用途も大切

だと思うし、否定するつもりもないのだが、その他の層に対する支援が少ないように感じ、少し驚いてしまった。少子高齢化により、約五十年前と比べると、未来を担う人々の負担が日を追うごとに増す現代においては、今のような支援だけではなく、スウェーデンのような全世代に対する支援をすることも重要であるのではないかと思つた。このままでは、未来をつくっていく私たちの将来に光は見えないのではないのだろうか。

今までの私は、税金について深く考えたことがなかった。しかし、今回これらのことを調べてみて、税金について考えることは自分の将来の進路を考えることと同じであるのだと気付いた。一人の納税者としても、これから未来を担っていく世代の一人としても、税のことはよく知り、よく考え、よく声を上げるべきだと思う。税金は様々な場所で耳にする身近なものだが、考える機会はそれほど多くないように感じる。周りの人と税について、私たちのこれからについて話し合ってみよう。



保護者や学校関係者が見守る中、表彰式は開催されました



◆国税庁と納税貯蓄組合連合会が毎年募集している中学生の税の作文。
八王子においては今年度、市内中学校36校から2404点の作品が寄せられました。

◆11月24日には八王子市学園都市センターホールで優秀作品の表彰式が開催され、これに協賛している法人会では二作品を法人会長賞として表彰いたしました。その二作品についてご紹介します。

公益社団法人八王子法人会長賞 受賞作

税金は未来への架け橋

八王子市立由木中学校

三年 川野恵都

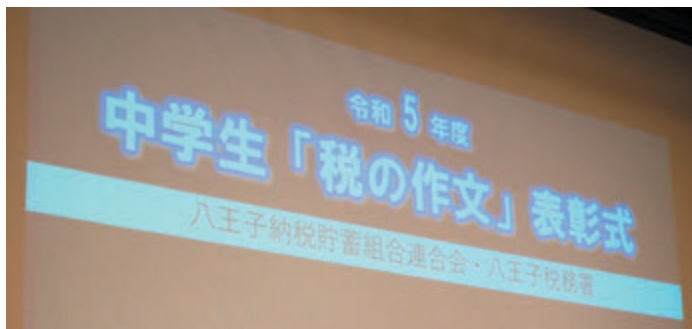
今まで私は、税金がどんな所に使われていて、生活のどんな所に役立っているのか具体的には知りませんでした。しかし、今回税金について詳しく学んだことで税金に対する印象がかなり変わりました。私が印象に残った税金の使い道は大きく二つあります。

一つ目は教育に使われる税金です。公立学校に通う生徒に九年間の義務教育でかかっている額が一人当たり約九四五万円と知り衝撃を受けました。こんなに大きなお金は一体、どこから出ているのでしょうか？このお金は国からの支出と地方教育税と呼ばれる税金から出されていて、主に授業料や教科書代、学校の備品などに使われています。最近では学で一人一台のパソコンが支給されましたが、それも税金で買われたものです。パソコンは学校生活において授業や宿題において欠かせない存在となってきたので私達の学校生活は税金無しには成り立たないと知り、学校生活を送れていることのありがたみを改めて感じました。

二つ目は医療に使われる税金についてです。学校で毎年受けている健康診断や救急車を呼ぶのにかかるお金も税金で賄われています。それだけでなく、地域によっては診療費や薬代まで一部を助成という形で税金を使って補助してくれる場合があるのです。これは私の住む地域でも行われていて、整形外科に通うことが多い私は毎回二百円で済ませることができて本当に助かっています。税金は健康を守ってくれる存在でもあるので大切だと思いきっかけになりました。三つ目は社会保障に使われる税金についてです。社会保障関係費については、別の視点からの驚きがありました。社会保障に使われる税金は年々増えていて、昭和四十年時点で約十四兆円だったのが令和五年には約三十二兆円に達しています。社会保障には年金や生

活保護、福祉、医療費も含まれてくるので、毎日の生活に大切な制度です。しかし、教育費の歳出割合は、社会保障関係費の増加に伴って減ってしまっているのです。具体的な数値で見ると、昭和四十年の十三兆円から令和五年には約三分の一の約四兆円にまで減っています。設備の整った教育を受けられている中、かけられているお金の額が下がっていることにとっても驚きました。では、増えた社会保障関係費は具体的に何に使われているのでしょうか？それには少子高齢化現象が大きく関係しているということが分かりました。年々、高齢化がぐんと進み、年金や福祉体制を強化するのに税金が使われるため社会保障費の割合が増えているのです。他にも、少子化を食い止めるために子供を産みやすく、子育てしやすい環境を整えるためにも税金は使われているそうです。

税金は私達の生活を支える次の世代へ繋ぐ鍵となります。私も今の生活に感謝し、社会を支えられるような大人になりたいです。



川野さんへ清宮会長から表彰状が授与されました
※佐々木さんは表彰式を欠席されました

確定申告は

マイナンバーカード×e-Tax

でさらに**便利!**

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成!

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



作成コーナー



注目!

マイナポータル連携について詳しくはこちら

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入力



控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています!

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要

※一部の書類は除きます



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



国税庁 法人番号7000012050002

～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！

e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は
ICカードリーダーライターが不要です



マイナポータルアプリを
インストールするだけ！

次の2つでe-Tax送信できます



マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ

スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています

「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です



～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・ 医療費控除
- ・ 住宅ローン控除
- ・ マイナポータル連携

など

確定申告 動画



チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

キラリ輝く！ 会員企業



Vol 42

185か所、駐車台数2300台分のコインパーキング「コムパーク」を運営

八王子市内を中心に100か所以上、周辺の日野市、立川市、相模原市などを含めると計185か所を展開するコインパーキングの「コムパーク」を運営する株式会社コムネット。今期で25期目を迎えます。市内でなじみあるコインパーキングのひとつとして、地域に根付いた駐車場をモットーに、故障などトラブルへの迅速な対応、掃除などが行き届いた綺麗な駐車場を提供しています。また多くの店舗に提携駐車場としても利用されています。「近隣では医療機関や宴会場、スポーツ施設、金融機関などの駐車場管理も行っています。」(山口社長)

土地の有効活用をご検討の方のご連絡、ご相談をお待ちしています

「お客様と直接触れ合う機会は少ないですが、コインパーキングの利用を通して、街が新型コロナウイルス感染症から回復してきた事を実感でき嬉しく思います。駐車場はインフラの一部になり得ます。今後も駐車場を整備することで、地域の賑わいを下支えしていきたいです。コインパーキングは建物を建設するよりも土地所有者様の投資額が少なく、低リスクで始める事ができます。当社は、私を始め宅建の資格を持つ社員が複数名おりますので、土地に関するご相談などございましたらお気軽にお問い合わせください。土地の有効活用の一つとしてお役に立てれば幸いです。」(山口社長)



利用しやすい価格帯で地域貢献 ※写真は一例です



代表取締役社長に就任された山口康児さん



安心して利用できるコインパーキングを展開しています

〒192-0063
八王子市元横山町2丁目6-17
TEL: 042-643-5556
FAX: 042-643-5557
<http://www.comnet-p.co.jp/>



法人会ではこのページに登場いただける会員企業を募集しています。業種は問いません。あなたの会社の前向きな取り組みや新しいチャレンジなどをぜひ、紹介させてください。詳しくは、法人会ホームページ (<https://www.hojinkai.or.jp>) をご覧ください。



▼今月の笑顔は、プロバスケットボールチーム『東京八王子ビートレイنز』を運営する『株式会社THTマネジメント』を訪問し、代表取締役常務の高松僚さん、MD/FC/チケット担当の鎌仲彩水さん、広報の川上紅葉さんにお話を伺いました。

▼八王子市唯一のプロスポーツチームとして活動する『東京八王子ビートレイنز』は、今年で設立9期目を迎えました。現在のB3リーグ所属から、B2リーグへの昇格、そして2026年から始まる新リーグのライセンス基準となる「クラブ運営実績」の向上に向けて、チームとしてホームアリーナ平均入場者数「1500人」以上、売上高「4億円」以上に設定し、ゼネラルマネージャーの高松常務を先頭にチームの発展と向上に取り組んでいます。

▼2020年4月から、人材教育会社・株式会社キャリアコンサルティング(室館勲社長)がオーナーを引き継ぎ4年目。「チーム経営を引き継いだ当時、チームは2億8千万円の負債を抱えていました。『チームをつぶすわけにはいかない』我々は、問題を棚卸し、立て直しをスタートしました。クラブの負債状況を公に公表し、街のボランティア活動やイベント活動など数多く積極的に参加し、トレインズを知って頂く機会を増やしました。お陰様で当時のスポンサー数125社から、現在350社以上まで伸ばしました。1万円から入れる個人スポンサーも設定し、小額からでも入れる仕組みにしたことで、多くの方にサポートいただけるようになりました。その結果、再建初年度から3年連続黒字にすることが出来るようになりました」(高松常務)

▼鎌仲さんは、配信、入会特典、LINEなどの運営を行います。川上さんは、SNS、メディアに向けてのリリー



ゼネラルマネージャー
代表取締役常務
たかまつ りょう
高松 僚さん

MD/FC/チケット
かまなか あみ
鎌仲彩水さん

広報
かわかみ くれは
川上紅葉さん

ス、ラジオ、イベント対応などを行っています。「二人ともスポーツの専門学校出身で、バスケットボール関係のフロントスタッフとして働きたかったので非常にやりがいを感じます」(鎌仲さん・川上さん)

▼「今年は新リーグへ向けて集客にフォーカスし、スローガンを『GET TOGETHER』として、一人でも多くの方に足を運んで頂きたいと取り組んでいます。是非皆様のお力添えを頂きたいと思いますので、試合観戦、応援宜しくお願い致します」(一同)

株式会社THTマネジメント
〒192-0904
八王子市子安町3-6-7サザンエイトビル1F
電話：042-649-4440
FAX：042-649-4441
<https://trains.co.jp/>



消費税の 期限内納付を 忘れずに。

**期限内納付のための
納税資金の積立てを
お願いします!**

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。



法人会

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



発行者 公益社団法人 八王子法人会 会長 清宮 仁 発行日 令和5年12月5日
 編集者 公益社団法人 八王子法人会 広報委員長 小林 一 印刷 スズキ美術印刷(株)
 発行所 公益社団法人 八王子法人会 東京都八王子市大横町14-25 東京都八王子市南町9-8
 第48巻 第9号通 巻517号 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566 電話(042)626-2600(代)

ネズミモチ

写真・資料提供

菱山忠三郎氏



以前、ある植物の観察会に出たとき、人家の垣根でこの木を見つけた。ちょうど実がなっていたので、「ネズミのふんによく似ていますね」と参加者に話した。なるほどと感心する方もあったが、ネズミのふんを見たことがないという方も多かった。

駅で解散の時、一人のご婦人が「私の家の垣根はこの木なんですよ」「ショックでした」「垣根の木を変えようかと思えます」といわれた。

私はとんでもないことを云ってしまったと後悔した。「この実は毒でもなんでもないですよ。この実もなかなかいいではないですか」と何と

かなだめて、「どうぞそのままです」と云って別れた。

暖地の山地などに自生し、多摩地方でもよく目につく常緑低木である。夏のころ、円錐形の花序を出し、白い小さな花をたくさんつける。花のあとの実の形からこの名前がついた。紫黒色の実からネズミノフン、ネズミノコマクラの別名もある。

よく似た木に中国産のトウネズミモチがある。こちらの実はまんまるで、日本のものはまるで違う。よく庭木にされている。

